

保 育 士 資 格

楠 本 恭 之

保育士資格は、児童福祉法（以下、法）で定められている国家資格です。その職務は、「登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うこと」（法18条の4）とされています。資格を取得する方法は2つあり、「都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（指定保育士養成施設）を卒業」すること、「保育士試験に合格」（法18条の6）することです。

国家資格となった2001（平成13）年の法改正において、①信用失墜行為の禁止、②秘密保持義務、③名称使用制限などが定められました（法18条の21-23）。①は「保育士の信用を傷つけるような行為」の禁止、②は「業務に関して知り得た人の秘密」を守る義務（註1）、③は「保育士でない者」が「保育士又はこれに紛らわしい名称を使用」することの禁止（名称独占）を意味し、違反した場合は登録の取り消し、懲役又は罰金などの罰則があります。

保育士資格取得者を必ず置かなければならないとされているのは、保育所等（保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園を指す。以下同じ）、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設です（児童福祉施設の設備及び運営の基準（厚生労働省令））。また、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設では、必置の職種に該当する者の一つとして保育士資格取得者が挙げられています。

保育士という名称になる以前は「保母」であり、女性のみが取得可能でしたが、1977（昭和52）年に男性も取得可能になりました（註2）。

そして、1999（平成11）年の法改正により、現在の名称になりました。現在、保育士として就労しているのは37万4千人で、そのうち保育所等の保育士として働いているのは35万7千人です（2016年10月現在）。また、保育士の平均年齢は36.0歳で、平均勤続年数は7.7年です（2016年6月時点）。

保育所保育の基準となる保育所保育指針（厚生労働省告示）の解説（2018年2月）によりますと、保育所保育士には、①発達に関する専門的知識と援助技術、②生活援助の知識・技術、③保育環境を構成する知識・技術、④遊びを豊かに展開していく知識・技術、⑤子どもとの関係を構築する知識・技術、⑥保護者等への相談・助言に関する知識・技術、の6つの専門的知識及び技術が求められるとされています。2013（平成25）年度以降の「待機児童解消加速化プラン」において保育士の処遇改善策が実施されるなど、保育士資格取得者への期待は高まっていると言えます。

〈註〉

- 1) 秘密保持義務は、「保育士でなくなつた後」も適用されます。
- 2) これ以降、保母資格を持って就労している男性の呼称として、「保父」が用いられるようになりました。

〈引用・参考文献〉

- ・厚生労働省「平成28年社会福祉施設等調査」。
- ・厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査」。
- ・民秋言他編著『改訂保育者論第3版』建帛社、2015。